

愛媛大学森の国学遊会会則

第1条（名称）

本会は、愛媛大学森の国学遊会（略称、本会）と称する。

第2条（目的）

本会は、愛媛大学森の国（大学院森林環境管理特別コース並びにリカレントコース・大学院森林環境管理学サブコース並びにリカレントコース）関係者の交流親睦と連帯、及びさらなる学びの場の維持と継続を図り、森林・林業・木材産業の発展に貢献する。

第3条（事務所）

本会は、その事務所を、愛媛県松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部森林環境管理学研究室に置く。

第4条（事業）

第2条の目的を達成するため、本会は、次の事業を行う。

- 1 会員相互の交流親睦を深める活動
- 2 会員の学びと研究発表の場の創出
- 3 会員が行う事業創出や事業展開への会員同士の連帯促進
- 4 地域再生に関する事業
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日とする。

第6条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 大学院森林環境管理リカレントコース・大学院森林環境管理学リカレントコースに在籍した者
- 2 森林環境管理特別コース並びに森林環境管理学サブコース修了生
- 3 森の国大学院現旧教員及び講義関係者
- 4 森の国大学院在學生（リカレント生・修士生）
- 5 本会の推薦により役員会で承認された者

第7条（総会）

- 1 本会の定時総会は、年1回開催することを原則とし、臨時総会は役員会が必要と認める時に開催する。
- 2 総会の招集は会長が行う。
- 3 総会の定足数は会員の2割とする。
- 4 総会の決定は出席者の過半数とする。
- 5 本会総会は次のことを行う。なお、議長は会長が務めるものとする。
 - ① 事業計画の決定、及び会則の改廃
 - ② 会員から提案された議題の審議及び決定
 - ③ 予算・決算の承認
 - ④ 役員任免、会員の除名
 - ⑤ その他重要事項の決定

第8条（役員）

- 1 本会は総会にて次の役員を選出し、任期は選任年度の翌々年度の定時総会終了時までとする。但し、再任は妨げない。
 - ① 会長
 - ② 副会長
 - ③ 会計
 - ④ 監事
 - ⑤ 事務局長
 - ⑥ 副事務局長
 - ⑦ 幹事
 - ⑧ 顧問
- 2 会長（1名）は、本会を代表する。
- 3 副会長（若干名）は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 会計（若干名）は事業年度ごとに予算・決算を作成し、これを総会に報告する。
- 5 監事（若干名）は本会の事業及び会計事務の監査を行う。
- 6 事務局長（1名）は本会活動の事務を司る。
- 7 副事務局長（若干名）は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときはその職務を代行する。
- 8 幹事（若干名）は各年度入学生より選出され、事務局を補佐し、副事務局長が欠けたときはその職務を代行する。なお、幹事は他の役員を兼任できる。
- 9 顧問（若干名）は、愛媛大学森の国新旧コース長及び役員会が特に必要と認めた者から選任し、本会の事業に関し随時助言を行い、その事業を援助する。

第9条（役員会）

- 1 本会の役員会は、年1回開催することを原則とするが、必要に応じて開催することができる。
- 2 役員会の招集は会長が行う。
- 3 役員会の定足数は役員の過半数とする。
- 4 役員会の決定は出席者の過半数とする。
- 5 役員会は次のことを行う。なお、議長は会長が務めるものとする。
 - ① 本会の運営に関する企画、立案及び執行
 - ② その他本会の運営に必要な事務

第10条（事業費用）

本会の事業に関する費用は、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第11条（規約の変更）

本会の規約の変更は、総会において出席者の過半数の承認を得ることを要する。

付則

この会則は、平成27年7月25日から施行する。